

第4章 地域の概況

事業計画地及びその周辺地域（以下「事業計画地周辺」という。）の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。なお、堺市は、平成17年2月1日に美原町と合併したため、合併前の統計資料については、個々の統計数値との合計値を使用した。

4-1. 社会的状況

4-1-1. 人口

堺市における人口及び世帯数の現況は表4-1-1に示すとおりである。

また、過去5年間ににおける人口及び世帯数の推移は表4-1-2に示すとおりである。堺市の人口及び世帯数ともに微増の傾向にある。

表4-1-1 堺市の人口及び世帯数の現況

（平成20年4月1日現在）

区分	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
堺市	336,049	834,940	401,450	433,490	5,567	149.99
大阪府	3,757,074	8,821,818	4,272,808	4,549,010	4,649	1,897.73

出典：「大阪府市区町村別世帯数および人口」（大阪府ホームページ）

「堺市の統計 推計人口・世帯数」（堺市企画部（調査統計担当）ホームページ）

「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院ホームページ）

より作成

表4-1-2 人口及び世帯数の推移

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
堺市合計	人口(人)	790,698	791,345	830,966	832,142	834,668
	世帯数(世帯)	304,686	307,175	322,936	328,449	333,757
大阪府	人口(人)	8,815,559	8,818,874	8,817,166	8,822,241	8,828,402
	世帯数(世帯)	3,591,137	3,624,293	3,654,293	3,701,077	3,741,252

出典：「平成19年度 大阪府統計年鑑」（平成20年、大阪府）より作成

4-1-2. 産業

堺市における産業別事業所数及び従業者数は、表4-1-3のとおりであり、事業所数は29,978、従業者数は304,050人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約8割の24,338、従業者数では全体の約7割の223,900人となっている。

表 4-1-3 産業別事業所数及び従業者数

(平成18年10月1日現在)

区 分		事業所数		従業者数 (人)	
		堺市	大阪府	堺市	大阪府
第一次産業	農林漁業	5	118	32	1,596
第二次産業	鉱業	1	18	51	213
	建設業	2,232	25,730	18,536	245,186
	製造業	3,402	54,103	61,531	736,985
	小計	5,635	79,851	80,118	982,384
第三次産業	電気・ガス 熱供給・水道業	24	361	1,778	23,012
	情報通信業	129	5,213	1,382	141,775
	運輸業	1,325	10,771	17,996	239,910
	卸売・小売業	7,916	117,526	64,045	1,017,958
	金融・保険業	341	5,217	5,353	115,141
	不動産業	1,451	30,267	4,436	113,369
	飲食店、宿泊業	4,410	61,663	25,310	366,966
	医療、福祉	2,284	26,248	39,538	420,239
	教育、学習支援業	1,074	13,569	16,600	209,611
	複合サービス事業	172	2,083	2,783	33,739
	サービス業(他に分類されないもの)	5,150	74,199	37,614	687,297
	公務(他に分類されないもの)	62	1,161	7,065	97,508
	小計	24,338	348,278	223,900	3,466,525
	全産業合計	29,978	428,247	304,050	4,450,505

出典：「平成19年度 大阪府統計年鑑」（平成20年、大阪府）より作成

(1) 農業

「平成20年版 堺の環境」（平成20年、堺市）によると、堺市の農業は、全市域で稲作をはじめ野菜、果樹、花卉園芸が営まれ、畜産は酪農を主体に市域の南部丘陵地域で営まれていると記載されている。

主な農作物別経営体数及び作付面積は、表4-1-4に示すとおりである。

表 4-1-4 主な農作物別経営体数及び作付面積

(平成17年2月1日現在)

		水稻	野菜類	花卉類	果樹類
堺市	作付経営体数(戸)	624	1,485	43	105
	作付面積(a)	23,535	6,557	1,662	2,819
大阪府	作付経営体数(戸)	6,795	17,859	722	2,376
	作付面積(a)	278,559	83,034	25,904	46,094

出典：「平成19年度 大阪府統計年鑑」（平成20年、大阪府）より作成

堺市における専業・兼業別農家数は、表 4-1-5 に示すとおりである。堺市は農家数合計が 1,053 戸であり、そのうち第 2 種兼業農家が 672 戸と最も多く、全体の 63.8%を占めている。

表 4-1-5 専業・兼業別農家数

(平成 17 年 2 月 1 日現在、単位：戸)

区 分	専業・兼業 農家数合計	専業農家	兼業農家	
			第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家
堺市	1,053	228 (21.7%)	153 (14.5%)	672 (63.8%)
大阪府	11,752	2,600 (22.1%)	1,515 (12.9%)	7,637 (65.0%)

出典：「平成 19 年度 大阪府統計年鑑」（平成 20 年、大阪府）より作成

堺市における経営耕地面積は、表 4-1-6 に示すとおりである。経営耕地総面積は 106,804 a であり、田の経営耕地面積は 84,257 a と最も多く、総面積の 78.9%を占めている。

表 4-1-6 経営耕地面積

(平成12年2月1日現在、単位：a)

区 分	経営耕地 総面積	田	畑	樹園地
旧堺市	84,733	64,649 (76.3%)	15,600 (18.4%)	4,484 (5.3%)
旧美原町	22,071	19,608 (88.8%)	1,540 (7.0%)	923 (4.2%)
堺市合計	106,804	84,257 (78.9%)	17,140 (16.0%)	5,407 (5.1%)
大阪府	1,122,357	873,425 (77.8%)	112,727 (10.0%)	136,205 (12.1%)

注) 平成 17 年は田、畑、樹園地の各個別調査は行っていない。

出典：「平成 17 年度 大阪府統計年鑑」（平成 18 年、大阪府）より作成

堺市における農家数、農家人口、経営耕地面積の推移は、表 4-1-7 に示すとおりである。平成 17 年は平成 12 年に比べ、農家数、農家人口、経営耕地面積ともに減少している。

表 4-1-7 農家数、農家人口、経営耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

区分		平成 12 年	平成 17 年
旧堺市	農家数(戸)	2,584	—
	農家人口(人)	11,913	—
	経営耕地面積(a)	84,733	—
旧美原町	農家数(戸)	649	—
	農家人口(人)	2,958	—
	経営耕地面積(a)	22,071	—
堺市合計	農家数(戸)	3,233	2,976
	農家人口(人)	14,871	11,203
	経営耕地面積(a)	106,804	91,187
大阪府	農家数(戸)	29,801	27,893
	農家人口(人)	135,751	109,312
	経営耕地面積(a)	1,122,357	980,937

注) 堺市は、平成 17 年 2 月 1 日に美原町と合併したため、美原町の農家数、農家人口及び経営耕地面積についても示す。

出典：「平成 17 年度 大阪府統計年鑑」(平成 18 年、大阪府)

「平成 19 年度 大阪府統計年鑑」(平成 20 年、大阪府) より作成

(2) 林業

堺市における林家数は、表 4-1-8 に示すとおりである。林家数の総数は 861 戸であり、大阪府全体の約 8.2%である。

表 4-1-8 林家数

(平成12年2月1日現在、単位：戸)

	総数	農家林家数	非農家林家数
旧堺市	819	50	769
旧美原町	42	4	38
堺市合計	861	54	807
大阪府	10,540	1,633	8,907

出典：「農林水産省統計ホームページ」

「堺市統計書 平成 17 年度版」(平成 18 年、堺市)

「平成 17 年度 大阪府統計年鑑」(平成 18 年、大阪府) より作成

(3) 水産業

堺市及び大阪府における海面漁業種類別漁獲量は表 4-1-9、海面魚種別漁獲量は表 4-1-10 に示すとおりである。

堺市における平成 18 年の漁業種類別漁獲量は、その他の刺網が 131 トンと最も多く、魚種別漁獲量はいかなごが 48 トンと最も多い。また、漁獲量総量は 235 トンであり、大阪府全体の約 1.0%となっている。

表 4-1-9 海面漁業種類別漁獲量（平成 18 年）

(単位：t)

区分	小型底びき網	ひき回し船びき網	2 そうまき巾着網	その他の刺網	小型定置網	釣漁業	採貝	その他の漁業	全漁業種類の漁獲量
堺 市	x	x	—	131	—	7	—	3	235
大阪府	1,210	4,297	17,825	547	149	66	93	261	24,448

注1) 「—」は、該当数なし。

注2) 「x」は、数字が秘匿されているもの。

出典：「平成 19 年度 大阪府統計年鑑」（平成 20 年、大阪府）より作成

表 4-1-10 海面魚種別漁獲量（平成 18 年）

(単位：t)

区分	魚 類						えび類
	総数	このしろ	いわし類	まあじ	いかなご	その他	
堺 市	231	x	19	11	48	x	x
大阪府	23,733	1,782	16,632	294	2,925	2,100	223

区分	かに類	貝類	いか類	たこ類	なまこ類	その他の水産動物類	全魚種の漁獲量
堺 市	0	0	0	x	—	x	235
大阪府	26	198	97	120	25	25	24,448

注1) 堺市、大阪府ともに該当数のない魚種は記載していない。

注2) 「—」は、該当数なし。

注3) 「x」は、数字が秘匿されているもの。

注4) 「0」は、単位未満。

出典：「平成 19 年度 大阪府統計年鑑」（平成 20 年、大阪府）より作成

(4) 工業

堺市における事業所数及び従業者数等は、表 4-1-11 に示すとおりである。平成 18 年における事業所数は 1,826、従業者数は 51,480 人、製造品出荷額等は 273,424,196 万円となっている。

表 4-1-11 事業所数、従業者数、製造品等出荷額等（従業者 4 人以上）

区分 \ 年		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
旧堺市	事業所(所)	1,633	—	—
	従業者数(人)	42,932	—	—
	製造品出荷額等(万円)	213,468,988	—	—
旧美原町	事業所(所)	313	—	—
	従業者数(人)	8,200	—	—
	製造品出荷額等(万円)	21,305,453	—	—
堺市合計	事業所(所)	1,946	1,958	1,826
	従業者数(人)	51,132	50,688	51,480
	製造品出荷額等(万円)	234,774,441	269,849,201	273,424,196
大阪府	事業所(所)	24,822	25,454	23,564
	従業者数(人)	530,407	526,216	517,935
	製造品出荷額等(万円)	1,596,112,304	1,630,187,405	1,664,782,613

出典：「平成 17～19 年度 大阪府統計年鑑」（平成 18～20 年、大阪府）より作成

(5) 商業

堺市における商店数及び従業者数等は、表 4-1-12 のとおりである。平成 16 年における卸売業の商店数は 1,722、従業者数は 15,664 人、年間商品販売額は 991,306 百万円となっており、小売業の商店数は 6,263、従業者数は 43,175 人、年間商品販売額は 712,755 百万円となっている。

表 4-1-12 商店数、従業者数、年間商品販売額

区分			年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
旧堺市	商店数(店)	卸売業		1,892	1,749	1,610
		小売業		7,252	6,472	6,039
		合計		9,144	8,221	7,649
	従業者数(人)	卸売業		17,020	16,335	13,985
		小売業		43,867	43,348	41,556
		合計		60,887	59,683	55,541
	年間商品販売額(百万円)	卸売業		1,060,345	1,002,266	867,706
		小売業		781,218	723,361	683,233
		合計		1,841,563	1,725,627	1,550,939
旧美原町	商店数(店)	卸売業		101	101	112
		小売業		229	218	224
		合計		330	319	336
	従業者数(人)	卸売業		1,397	1,672	1,679
		小売業		1,343	1,443	1,619
		合計		2,740	3,115	3,298
	年間商品販売額(百万円)	卸売業		98,392	121,814	123,600
		小売業		29,546	24,195	29,522
		合計		127,937	146,008	153,121
堺市合計	商店数(店)	卸売業		1,993	1,850	1,722
		小売業		7,481	6,690	6,263
		合計		9,474	8,540	7,985
	従業者数(人)	卸売業		18,417	18,007	15,664
		小売業		45,210	44,791	43,175
		合計		63,627	62,798	58,839
	年間商品販売額(百万円)	卸売業		1,158,737	1,124,080	991,306
		小売業		810,764	747,556	712,755
		合計		1,969,500	1,871,635	1,704,060
大阪府	商店数(店)	卸売業		45,434	39,476	38,041
		小売業		96,946	86,644	82,301
		合計		142,380	126,120	120,342
	従業者数(人)	卸売業		550,003	499,810	451,637
		小売業		558,579	549,692	525,097
		合計		1,108,582	1,049,502	976,734
	年間商品販売額(百万円)	卸売業		66,183,718	53,414,365	50,516,986
		小売業		10,418,589	9,649,377	9,579,967
		合計		76,602,307	63,063,743	60,096,953

注) 平成 14、16 年は 6 月 1 日現在、平成 11 年は 7 月 1 日の値。

出典：「平成 14、16、19 年度 大阪府統計年鑑」（平成 15、17、20 年、大阪府）より作成

4-1-3. 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の主要道路は、国道 26 号線、堺狭山線、大阪臨海線等があり、これらの道路における道路交通量は表 4-1-13 に示すとおりである。また、調査地点は図 4-1-1 に示すとおりである。

表 4-1-13 事業計画地周辺主要道路における道路交通量（平成 17 年度）

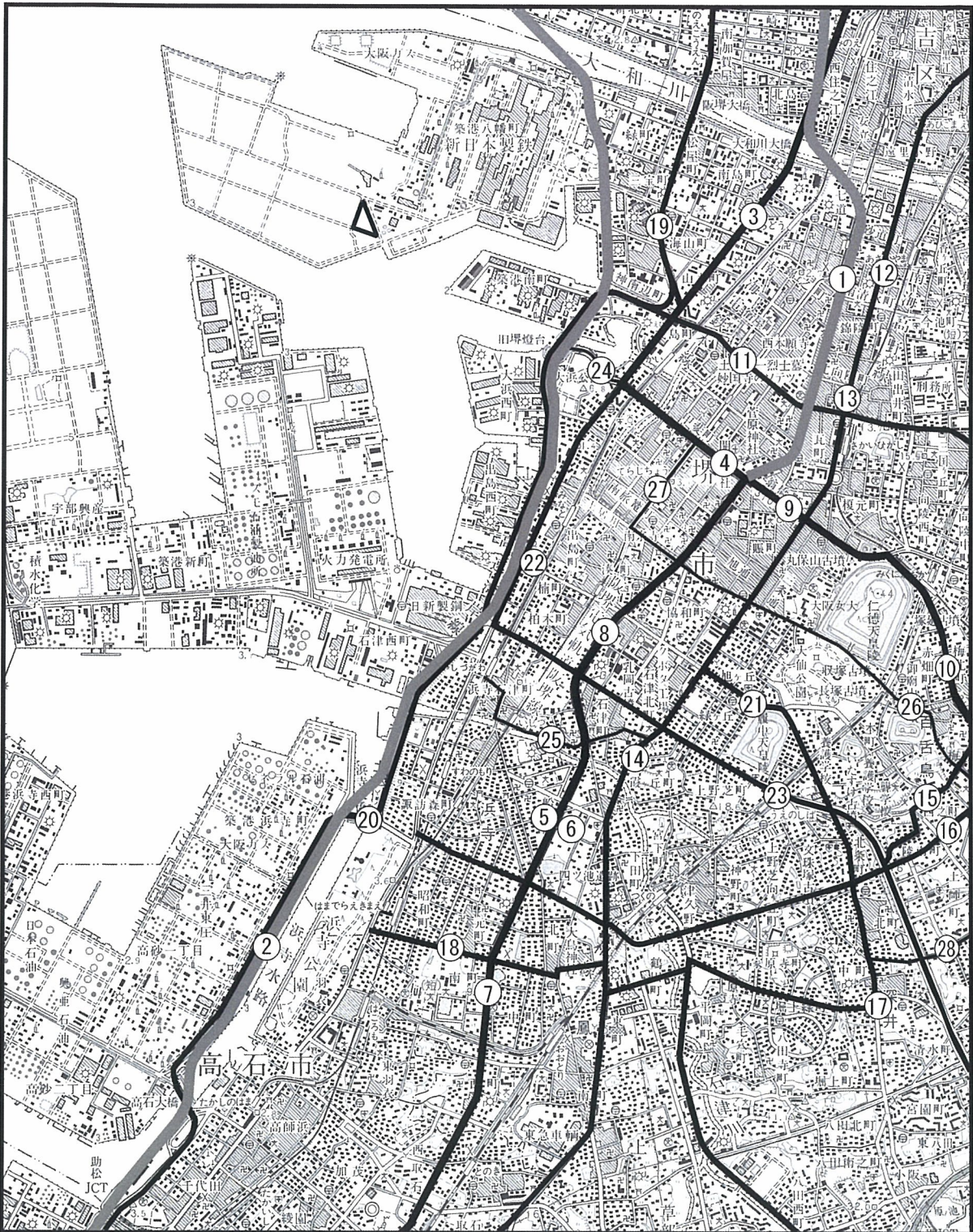
（単位：台）

道路路線名	図中 番号	観測地点名	平日 12 時間（7～19 時） 交通量			平日 24 時 間交通量
			乗用車類	貨物車類	合計	
高速大阪堺線	1	堺市堺区南清水町 1 丁目	23,049	13,992	37,041	53,407
高速湾岸線 （浜寺～高石出入口）	2	高石市高砂 1 丁目	29,210	24,065	53,275	72,274
一般国道 26 号	3	堺市堺区三宝町 3 丁	18,536	11,258	29,794	42,215
	4	堺市堺区大町東 3 丁	23,775	15,659	39,434	55,325
一般国道 26 号（本線）	5	堺市西区浜寺船尾町東 3 丁	24,526	12,977	37,503	*52,504
	6	堺市西区浜寺船尾町東 3 丁	37,139	17,410	54,549	77,602
	7	堺市西区浜寺南町 3 丁	32,936	17,616	50,552	*71,784
一般国道 26 号（側道）	8	堺市堺区老松町 1 丁	12,959	6,543	19,502	*27,303
一般国道 310 号	9	堺市堺区中安井町 3 丁	44,138	13,625	57,763	*83,179
	10	堺市北区百舌鳥梅北町 2 丁	11,996	1,364	13,360	*19,238
堺大和高田線	11	堺市堺区車之町西 2 丁	7,875	3,339	11,214	*16,821
大阪和泉泉南線	12	堺市堺区北清水町 2 丁	20,713	4,449	25,162	*37,743
	13	堺市堺区南向陽町 2 丁	17,371	2,455	19,826	*29,739
	14	堺市堺区石津町 3 丁	11,897	1,901	13,798	*20,697
大阪高石線	15	堺市北区百舌鳥西之町 2 丁	1,572	207	1,779	*2,669
	16	堺市北区百舌鳥西之町 2 丁	24,526	3,238	27,764	*41,646
	17	堺市中区深井中町	4,647	1,709	6,356	*9,534
	18	堺市西区浜寺南町 2 丁	3,867	1,544	5,411	*8,117
大阪臨海線	19	堺市堺区海山町 6 丁	20,325	16,964	37,289	58,334
	20	堺市西区浜寺公園町 1 丁	18,843	14,889	33,732	*50,598
堺かつらぎ線	21	堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁	5,402	803	6,205	*9,308
堺狭山線	22	堺市堺区出島海岸通 4 丁	20,292	6,595	26,887	*40,331
	23	堺市北区百舌鳥陵南町 1 丁	24,269	5,222	29,491	*44,237
堺港線	24	堺市堺区大浜北町 4 丁	10,843	5,635	16,478	*24,223
石津川停車場石津線	25	堺市西区浜寺石津町東 3 丁	847	410	1,257	*1,848
深井畑山宿院線	26	堺市北区百舌鳥赤畑町 4 丁	3,828	1,087	4,915	*7,225
	27	堺市堺区少林寺町東 1 丁	10,879	1,490	12,369	*18,182
西鳳東線	28	堺市中区深井中町	3,885	1,732	5,617	*8,257

注1) * は推定値を示す。

注2) 表中の番号は図4-1-1に対応している。

出典：「平成17年度 道路交通情勢調査票」（平成18年、大阪府ホームページ）より作成



凡 例

- : 事業計画地
- : 自動車専用道路（阪神高速）
- : 国道
- : 府道（主要地方道）
- : 府道（一般府道）

出典：「平成17年度道路交通センサス交通量図」（大阪府ホームページ）より作成

図4-1-1 道路交通量調査地点



1 : 50,000



(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道網の状況は、図 4-1-2 に示すとおりであり、主要な鉄道としては、西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）の阪和線、南海電気鉄道株式会社の南海本線、南海高野線、阪堺電気軌道株式会社の阪堺線がある。最寄りの駅として、事業計画地の東南東約 2.5km に南海本線の堺駅、南東約 3km に南海本線の湊駅、東約 3.5km に南海本線の七道駅等がある。

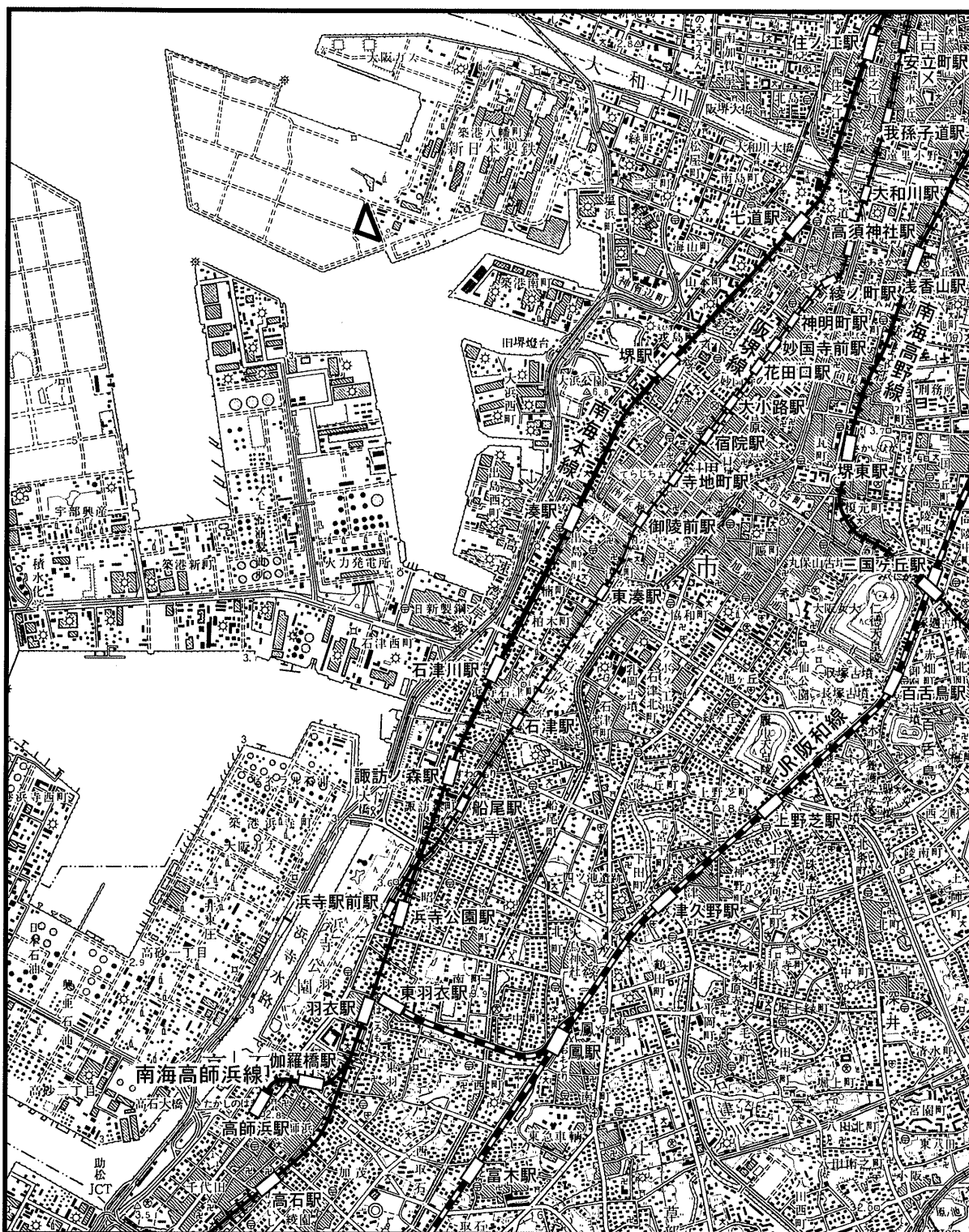
「堺市統計書 平成 19 年版」（堺市、平成 20 年）によると、平成 18 年度の堺駅の利用者数は 8,877,000 人、湊駅の利用者数は 1,722,000 人、七道駅の利用者数は 1,995,000 人となっている。

(3) 海上交通

事業計画地周辺の海域状況は、図 4-1-3 に示すとおりである。

事業計画地の周辺海域は「港則法」に基づく大阪港港域に属し、「港湾法」に基づく特定重要港湾の堺泉北港港湾区域に指定されている。事業計画地の南西側には、堺航路がある。なお、「漁業法」に基づく漁業権は設定されていない。

「平成 19 年大阪府営港湾の港勢」（大阪府港湾局ホームページ）によると、泉北北港の平成 19 年度の入港船舶数は 37,361 隻（内航：35,010 隻、外航：2,351 隻）、総トン数は 7,842 万トン（内航：3,300 万トン、外航：4,542 万トン）、総取扱貨物量は 7,429 万トン（内貿：4,664 万トン、外貿：2,765 万トン）であると記載されている。



凡 例

- : 事業計画地
- : JR線
- : 南海線
- : 阪堺線 (路面電車)



1 : 50,000



図4-1-2 事業計画地周辺の鉄道網



 公共用地（港灣局所管）
 公共用地（港灣局所管外）
 民間用地
 緑地及び緑道
 市町管理緑地及び緑道
 他部局管理緑地及び緑道
 市町所有緑地及び緑道
 工事中

信号機
灯浮標
けい船岸（危険物）
けい船岸（非危険物）
けい留施設
公共上屋
定置式オイルフェンス配置箇所
海岸防潮堤及びポンプ場
臨港道路
市町村境界

 灯台（計画）
 灯台（既設）

出典：「2008 大阪府営港湾要覧」（大阪府港湾協会）より作成

1 : 50,000



4-1-4. 土地利用

(1) 土地利用状況

1) 面積

堺市における土地利用の状況を表 4-1-14 に示す。

堺市の土地利用総面積は 90,020,092 千㎡であり、宅地が全体の約 7 割の 62,575,837 千㎡と多くを占めている。

表 4-1-14 土地利用状況

(平成19年1月1日現在)

区分 (地目)	大阪府		堺市	
	面積 (千㎡)	割合 (%)	面積 (千㎡)	割合 (%)
田	118,250,006	13.4	11,688,552	13.0
畑	41,191,019	4.7	4,165,236	4.6
宅地	503,422,051	57.0	62,575,837	69.5
山林	150,962,597	17.1	4,195,605	4.7
原野	3,592,115	0.4	96,481	0.1
雑種地	54,928,018	6.2	6331,913	7.0
池沼	454,046	0.1	311,547	0.3
鉄軌道	10,728,894	1.2	634,183	0.7
総面積	883,549,484	100.0	90,020,092	100.0

注1) 面積は、課税地積を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「平成19年度 大阪府統計年鑑」(平成20年、大阪府)より作成

2) 土地利用の状況

堺市における用途地域の状況を表 4-1-15 に示す。

都市計画法に基づく用途地域の状況は、平成17年2月1日の美原町との合併に伴い、用途地域に指定されている面積は約 10,855ha となっている。そのうち住居系地域が 63.5%と最も多く、ついで工業系地域が 28.0%、商業系地域が 8.4%となっている。

また、事業計画地周辺における用途地域の指定状況は図 4-1-4 に示すとおりであり、事業計画地は工業専用地域となっている。

表 4-1-15 堺市の用途地域の状況

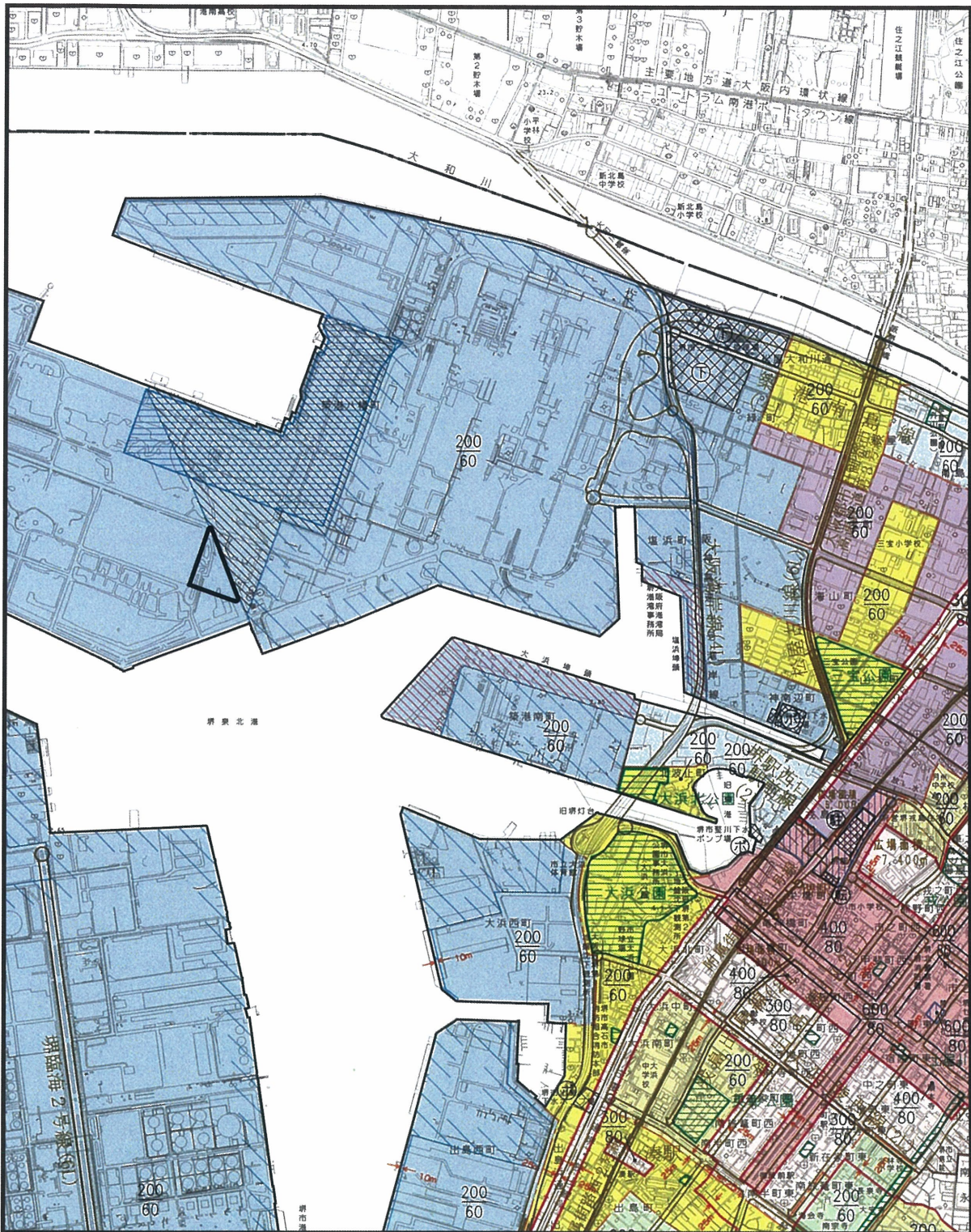
(平成20年4月1日現在)

区 分		面 積 (ha)			
用途地域	住居系	第 1 種低層住居専用地域	1, 156 (10. 6)	6, 896 (63. 5)	10, 855 (100. 0)
		第 2 種低層住居専用地域	17 (0. 2)		
		第 1 種中高層住居専用地域	2, 414 (22. 2)		
		第 2 種中高層住居専用地域	1, 139 (10. 5)		
		第 1 種住居地域	1, 969 (18. 1)		
		第 2 種住居地域	196 (1. 8)		
		準住居地域	5 (0. 0)		
	商業系	近隣商業地域	669 (6. 2)	916 (8. 4)	
		商業地域	247 (2. 3)		
	工業系	準工業地域	792 (7. 3)	3, 043 (28. 0)	
工業地域		313 (2. 9)			
工業専用地域		1, 938 (17. 9)			
市街化調整区域			4, 071		

注1) ()内は、用途地域における面積比(%)を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典:「堺の環境(平成20年版)」(平成20年、堺市)より作成



凡 例

■ : 事業計画地

■ 第二種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

■ 工業港区
■ 臨港地区
■ 商港区
■ 無分区

■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

■ 公園・緑地・墓園

■ 地区計画等

出典：「南部大阪都市計画（堺市）地域地区図」（平成18年、堺市）より作成

図4-1-4 都市計画用途地域



1 : 25,000

0 500m 1km

(2) 環境保全上留意すべき施設

事業計画地周辺における文教施設等環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表 4-1-16 及び図 4-1-5 に示すとおりである。

事業計画地から最寄りの施設は、みどり幼稚園、三宝保育園、三宝幼稚園、三宝小学校、清恵会三宝病院等があり、いずれも事業計画地の東側方向に 2km 以上離れている。

表 4-1-16(1) 事業計画地周辺の文教施設等

種類	図中 番号	名 称	図中 番号	名 称	図中 番号	名 称
文教施設	1	第一幼稚園	31	英彰小学校	61	三国丘中学校
	2	三国丘幼稚園	32	新湊小学校	62	大浜中学校
	3	八田荘幼稚園	33	少林寺小学校	63	陵西中学校
	4	鳳幼稚園	34	安井小学校	64	旭中学校
	5	津久野幼稚園	35	大仙西小学校	65	八田荘中学校
	6	百舌鳥幼稚園	36	神石小学校	66	深井中央中学校
	7	三宝幼稚園	37	大仙小学校	67	浜寺中学校
	8	堺北幼稚園	38	八田荘小学校	68	上野芝中学校
	9	宝珠幼稚園	39	八田荘西小学校	69	鳳中学校
	10	開花幼稚園	40	宮園小学校	70	津久野中学校
	11	花田口聖母幼稚園	41	深井小学校	71	浜寺南中学校
	12	堺東幼稚園	42	深井西小学校	72	陵南中学校
	13	湊幼稚園	43	浜寺石津小学校	73	賢明学院中学校 高等学校
	14	湊はなぞの幼稚園	44	浜寺東小学校	74	堺市立商業高等学校 第二商業高等学校
	15	賢明学院幼稚園	45	向丘小学校	75	堺市立堺高等学校 工業高等学校 第二工業高等学校
	16	鈴の宮幼稚園	46	平岡小学校	76	だいせん聴覚高等支援学校
	17	諏訪森幼稚園	47	福泉東小学校	77	三国丘高等学校
	18	浜寺太陽幼稚園	48	鳳小学校	78	泉陽高等学校
	19	船尾幼稚園	49	鳳南小学校	79	堺工科高等学校
	20	浜寺聖書幼稚園	50	津久野小学校	80	鳳高等学校
	21	子宝幼稚園	51	家原寺小学校	81	堺上高等学校
	22	三宝小学校	52	上野芝小学校	82	堺女子高等学校 堺女子短期大学
	23	錦西小学校	53	浜寺小学校	83	大阪商業大学堺高等学校
	24	市小学校	54	浜寺昭和小学校	84	八洲学園高等学校
	25	錦綾小学校	55	百舌鳥小学校	85	百舌鳥養護学校
	26	浅香山小学校	56	西百舌鳥小学校	86	百舌鳥養護学校(分校)
	27	錦小学校	57	賢明学院小学校	87	堺聴覚支援学校
	28	熊野小学校	58	月州中学校	88	堺支援学校
	29	榎小学校	59	浅香山中学校	89	大阪府立大学
	30	三国丘小学校	60	殿馬場中学校	90	羽衣国際大学

注) 表中の番号は、図 4-1-5(1)に対応している。

出典：「くらしのガイドブック」(平成 18 年、堺市)「堺市学校園の概要」(堺市ホームページ)

「堺市統計書 平成 19 年度版」(平成 20 年、堺市)

「大阪府私立小学校連合会ホームページ」「大阪私立中学校高等学校連合会ホームページ」

「大阪府立学校一覧」(大阪府教育センターホームページ)より作成

表 4-1-16(2) 事業計画地周辺の文教施設等

種類	図中番号	名称	種類	図中番号	名称	種類	図中番号	名称
保育施設	1	錦西保育所	保育施設	32	みんなの保育園	医療施設	63	三国丘病院
	2	ベルキンダー安井		33	ベルキンダー保育園		64	耳原鳳病院
	3	共愛保育所		34	よろこびの園保育園		65	耳原総合病院
	4	ハピネス神石保育園		35	サン・福泉保育園		66	吉川病院
	5	ちぬが丘保育所		36	三宝保育園	福祉施設	67	グリーンハウス
	6	しおあな保育所		37	ドリーム保育園		68	みあ・カーさ
	7	英彰保育所		38	宮園保育所		69	カーさ・びあんか
	8	浜寺石津保育所		39	ありんこ共同保育所		70	ハートピア堺
	9	津久野保育所		40	あゆみ保育園		71	アル・ソーレ
	10	鳳保育所		41	富士ベビーホーム		72	堺ラ・メール
	11	浜寺中央保育所		42	さくら保育園		73	グレース堺
	12	百舌鳥保育所		43	さくらんぼ保育園		74	泉寿苑老人福祉センター
	13	みどり幼児園		44	浅香山病院		75	愛らいふ
	14	大仙保育園	医療施設	45	朝日会病院		76	ちぬが丘 障害者福祉センター
	15	文化保育園		46	池田病院		77	雅老園
	16	浜寺保育園		47	堺近森病院		78	つどい
	17	浜寺保育園 (分園)		48	清恵会三宝病院		79	総合福祉会館
	18	龍谷保育園		49	ペガサス リハビリテーション病院		80	ベルライブ ベルアルト
	19	あすか保育園		50	大阪医療刑務所病院		81	中老人福祉センター 八田荘老人ホーム
	20	ひまわり保育園		51	鳳胃腸病院		82	西老人福祉センター
	21	八田荘保育園		52	堺温心会病院		83	朗友館
	22	八田荘保育園 (分園)		53	堺山口病院		84	みみはら 鳳
	23	鳳西保育園		54	市立堺病院		85	堺福泉療護園
	24	鈴ノ宮保育園		55	清恵会病院		86	朗友サロン ケアハウス朗友
	25	堺東保育園		56	大仙病院		87	はーとらんど ケアハウスはーとらんど
	26	石津川保育園		57	浜寺中央病院		88	結いの里
	27	深井保育園		58	阪堺病院			
	28	八田荘第二保育園		59	阪南病院			
	29	湊保育園		60	阪和第二泉北病院			
	30	上野芝陽だまり 保育園		61	馬場記念病院			
	31	ひかり保育園		62	北条病院			

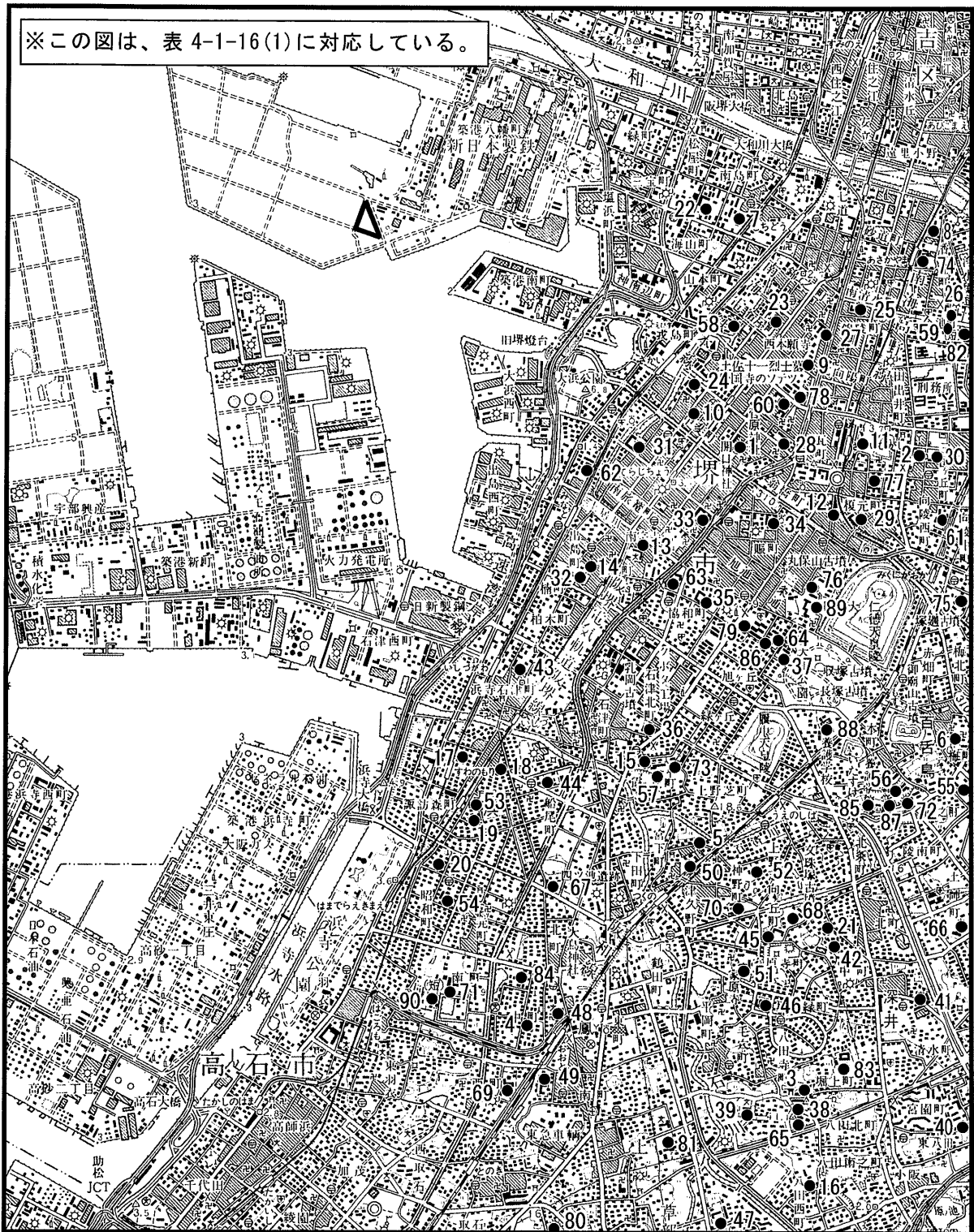
注) 表中の番号は、図 4-1-5(2)に対応している。

出典：「くらしのガイドブック」(平成 18 年、堺市)

「社会福祉施設一覧 平成 19 年度版」(大阪府ホームページ)

「大阪府病院マップ 平成 16 年度版」(平成 17 年、大阪府) より作成

※この図は、表 4-1-16(1)に対応している。



凡 例

■ : 事業計画地

● : 文教施設

出典：「くらしのガイドブック」（平成18年、堺市）
「堺市学校園の概要」（堺市ホームページ）
「堺市統計書 平成19年度版」（平成20年、堺市）
「大阪府私立小学校連合会ホームページ」
「大阪府私立中学校高等学校連合会ホームページ」
「大阪府立学校一覧」（大阪府教育センターホームページ）より作成

図4-1-5(1) 事業計画地周辺の文教施設等の分布



1 : 50,000

0 1km 2km

※この図は、表 4-1-16(2)に対応している。



凡 例

■ : 事業計画地

● : 保育施設

▲ : 医療施設

■ : 福祉施設

出典 : 「くらしのガイドブック」 (平成18年、堺市)
「社会福祉施設一覧 平成19年度版」 (大阪府ホームページ)
「大阪府病院マップ 平成16年度版」 (平成17年、大阪府) より作成

図4-1-5(2) 事業計画地周辺の文教施設等の分布



1 : 50,000

0 1km 2km

4-1-5. 水利用

(1) 上水道

堺市における上水道の給水状況は、表 4-1-17 に示すとおりであり、平成 18 年度の上水道の普及率は 100%となっている。

表 4-1-17 上水道の給水状況（平成 18 年度）

地域	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)
堺市	845,174	844,997	100.0	374,048

注) 給水区域内人口には和泉市の一部を含む。

出典：「堺市統計書 平成19年度版」（平成20年、堺市）より作成

(2) 下水道

堺市における下水道の整備状況は、表 4-1-18 に示すとおりであり、平成 18 年度の堺市の人口普及率（実処理区域内人口の行政区域内人口に対する比率）は、96.8%となっている。

なお、事業計画地は、現在、下水道事業認可区域内となっている。

表 4-1-18 下水道の整備状況（平成 18 年度）

地域	下水道必要整備区域 ① (ha)	実処理区域面積 ② (ha)	必要整備区域に対する普及率②/① (%)	人口普及率 (%)
堺市	12,707	9,179	72.2	96.8

出典：「堺市統計書 平成19年度版」（平成20年、堺市）より作成

(3) 地下水利用の状況

堺市では工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する法律（平成 6 年大阪府条例第 6 号）による地下水の採取規制は行われていない。

4-1-6. 廃棄物

堺市における一般廃棄物の発生及び処理状況は、表 4-1-19 に示すとおりである。平成 19 年度における堺市のごみ排出量は 382,478 トンであり、そのうち 330,742 トン(86.5%)が焼却処理、50,986 トン(13.3%)が資源化、713 トン(0.2%)が埋立処分されている。また、58,074 トンの焼却残さが埋立処分されている。

堺市における一般廃棄物の埋立処分地搬入量の推移は、表 4-1-20 に示すとおりである。平成 19 年度の搬入量は 57,939 トンであり、過去 5 年間でみると、減少から横ばい傾向となっている。

表4-1-19 一般廃棄物の発生及び処理状況

(単位：トン)

地域	人口 (人)	処理内訳				ごみ排出 総量	焼却 残渣 処理量
		焼却	資源化	埋立	その他		
堺市	846,042	330,742	50,986	713	37	382,478	58,074

出典：事業概要「平成20年度版(平成19年度実績)」(平成20年、堺市)より作成

表 4-1-20 一般廃棄物の埋立処分地搬入量の推移

(単位：トン)

年度	総量	環境美化	清掃工場 焼却灰	浄化ステ ーション 汚泥	下水道 汚泥	その他
平成 15 年度	63,727	535	61,197	—	1,354	641
平成 16 年度	62,373	540	59,914	—	1,296	622
平成 17 年度	62,565	460	60,528	—	851	726
平成 18 年度	60,019	342	57,901	18	1,053	705
平成 19 年度	57,939	349	56,506	16	704	364

注 1) 清掃工場焼却灰には、大阪湾広域臨海整備センターへの搬入量を含む。

注 2) 美原区内の埋立てごみは、他市町村と混合で南河内清掃施設組合から大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入されているため、搬入量については不明。

注 3) 平成 16 年 4 月 1 日より「化学処理場」は、「浄化ステーション」に名称変更。

出典：「堺の環境(平成 20 年版)」(平成 20 年、堺市)より作成

4-1-7. 関係法令・条例等

(1) 大気汚染

1) 環境基準等

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づいて、表 4-1-21 に示すとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 9 項目について環境基準が設定されている。また、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）により、表 4-1-22 に示すとおりに定められている。なお、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値については表 4-1-23 に示した。

これらの適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない」とされている。

表 4-1-21 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはβ線吸収法
二酸化窒素 (S53.7.11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10（ミクロン）以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

表 4-1-22 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

表 4-1-23 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	基準値	根拠及び内容
アクリロニトリル	年平均値 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	<根拠> ・アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（中央環境審議会、平成15年7月31日答申） ・クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（中央環境審議会、平成18年11月8日答申） <内容> 指針値は、健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 0.04 $\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 $\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

2) 排出規制

大気汚染物質については、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準が定められている。また、自動車排ガスについては、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）により、許容限度等が定められている。

さらに、ばいじん、有害物質については、大阪府生活環境の保全等に関する条例において、上乗せ排出基準が定められている。

① ばい煙発生施設

a. 硫黄酸化物

大気汚染防止法による排出基準(K 値規制)が定められており、堺市では特別排出基準(K 値: 1.17) による規制となっている。

また、特定工場（使用する原料及び燃料の量が重油換算で 0.8kL/h 以上）に対しては排出総量でも規制されており、堺市は硫黄酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

b. 窒素酸化物

大気汚染防止法による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m² 以上、又は焼却能力が 200 kg/h 以上のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が 4 万 m³_N/h 以上のものに限る））に係る排出基準は 250ppm となっている。また、ガスエンジン（燃料の燃焼能力（重油換算）が 150L/h 以上であるもの）における許容限度(指導基準)は堺市固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱（平成 9 年堺市）に基づき、100ppm (O₂0%換算値) と定められている。

また、特定工場（使用する原料及び燃料の量が重油換算で 2.0kL/h 以上）に対しては総排出量でも規制されており、堺市は窒素酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

c. ばいじん

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は 0.04g/m³_N (O₂12%換算値) の排出基準が適用される。

d. 有害物質

廃棄物焼却炉に係るものとして、塩化水素について大気汚染防止法により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は 700mg/m³_N (O₂12%換算値) となっている。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められている有害物質に係る排出基準（塩化水素は、大阪府有害物質排出抑制指導方針で定められている指導基準）は排出ガス量、煙突高さ、他人が所有する周辺の建物等の条件により定められている。

e. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ (O_2 12%換算値) の排出基準が適用される。

② 自動車排ガス

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量について許容限度が定められている。車両別の許容限度は、表 4-1-24 に示すとおりである。なお、堺市は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

表 4-1-24 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量の許容限度

(窒素酸化物)

	車両総重量の区分	自動車排出窒素酸化物の量の許容限度	
下欄に掲げる自動車 以外の自動車	車両総重量が1,700kg以下 のもの	ガソリン又は液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g
		軽油を燃料とする自動車	10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm
	車両総重量が1,700kgを超え、2,500kg以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.63g
		軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で1km走行当たり0.63g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で130ppm
	車両総重量が2,500kgを超えるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又は6モードによる測定で580ppm
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で340ppm
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車		10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm

(粒子状物質)

	車両総重量の区分	自動車排出窒素酸化物の量の許容限度	
下欄に掲げる自動車 以外の自動車	車両総重量が1,700kg以下 のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g
	車両総重量が1,700kgを超え、2,500kg以下のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.06g
	車両総重量が2,500kgを超え、3,500kg以下のもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.175g
	車両総重量が3,500kgを超えるもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.49g
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車		10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g

注 1) 10 モードによる測定及び 10・15 モードによる測定とは、自動車が車両重量に 110kg を加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、一定の条件で運行した場合の、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法。

注 2) 13 モードによる測定及びディーゼル自動車用 13 モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法。

注 3) 6 モードによる測定及びディーゼル自動車用 6 モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

出典：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成 4 年総理府令第 53 号）

(2) 水質汚濁

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は環境基本法に基づいて、表 4-1-25 及び表 4-1-26 に示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域及び地下水に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、公共用水域ごとに指定され水域類型区分に従い適用されており、事業計画地周辺の海域はC類型及びIV類型となっている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法により、1pg-TEQ/L 以下と定められている。

表 4-1-25 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	3 海域については、フッ素及びホウ素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
フッ素	0.8 mg/L 以下	
ホウ素	1 mg/L 以下	

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4-1-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水性については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。 (注)1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度						

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 4-1-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について 行うものとする。 (注)1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲さ れる 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度			

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

2) 排出規制

工場から公共用水域に排出される排水は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)により排水基準が設けられており、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例(昭和 49 年大阪府条例第 8 号)により上乗せ基準が設けられている。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例においても排水基準が設けられている。なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、ダイオキシン類対策特別措置法により、10pg-TEQ/L と定められている。これらの法律等による排水基準は、表 4-1-27 に示すとおりである。

堺市では、工場から公共下水道に排出される排水に対して排除基準が設けられており、表 4-1-28 に示すとおりである。

表 4-1-27(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

項 目		許容限度	
		水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	—
	シアン化合物	1 mg/L	—
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	1 mg/L	—
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	—
	六価クロム化合物	0.5 mg/L	—
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L	—
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	—
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
	PCB	0.003mg/L	—
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L	—
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—
	ジクロロメタン	0.2 mg/L	—
	四塩化炭素	0.02 mg/L	—
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—
	チウラム	0.06 mg/L	—
	シマジン	0.03 mg/L	—
	チオベンカルブ	0.2 mg/L	—
	ベンゼン	0.1 mg/L	—
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	—
	ほう素及びその化合物	230 mg/L (海域)	10 mg/L (海域)
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L (海域)	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100mg/L*	—
※アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量			

表 4-1-27(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

項 目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三 条第三項の規定 による排水基準を 定める条例	大阪府生活環境の保 全等に関する条例
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度(水素指数)	5.0～9.0(海域)	5.8～8.6
	BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L ^{※1} (日間平均 120mg/L)	25mg/L ^{※2} (日間平均 20mg/L)
	COD(化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L ^{※2} (日間平均 20mg/L)
	SS(浮遊物質)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	25mg/L ^{※2} (日間平均 20mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含 有量(鉱油類含有量)	5mg/L	3mg/L ^{※3}
	ノルマルヘキサン抽出物質含 有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	10mg/L ^{※3}
	フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L
	銅含有量	3mg/L	3mg/L
	亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L
	溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L
	溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L
	クロム含有量	2mg/L	2mg/L
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個	日間平均 3,000 個
	窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	— (日間平均 60mg/L)
	燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	— (日間平均 8mg/L)
	色又は臭気	—	—
備 考	1 日あたりの平均的な排 水量が 50m ³ 以上の特定 事業場に適用される。	1 日あたりの平均的な 排出量が 30m ³ 以上の 特定事業場に適用さ れる。	1 日あたりの平均的な排 出量が 30m ³ 以上の届出 事業場に適用される。 (窒素含有量及び燐含有 量にあっては、50m ³ 以 上)
※1：海域に排出される排水については適用外 ※2：事業計画地が該当する「D 地域」における、1 日あたりの平均排出量が 30～200m ³ の新設特定事業場に係る基準 ※3：事業計画地が該当する「泉州臨海造成地域」における、1 日あたりの平均排出量が、30～1,000m ³ の新設特定事業 場に係る基準			

表4-1-27(3) 窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る
削減指導要綱に定める水質管理目標値

項 目	30～50m ³ /日の新設対象事業場の水質管理値（日間平均値）
T-N	30mg/L
T-P	2mg/L

出典：窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導要綱

(平成8年大阪府告示第124号)

表 4-1-28 下水道への排出水に適用される排除基準値

項 目			排除基準
有害項目	カドミウム		0.1 mg/L
	シアン		1 mg/L
	有機リン化合物		1 mg/L
	鉛		0.1 mg/L
	六価クロム		0.5 mg/L
	砒素		0.1 mg/L
	総水銀		0.005mg/L
	アルキル水銀		検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
	トリクロロエチレン		0.3 mg/L
	テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
	ジクロロメタン		0.2 mg/L
	四塩化炭素		0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン		0.2 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
	チウラム		0.06 mg/L
	シマジン		0.03 mg/L
	チオベンカルブ		0.2 mg/L
	ベンゼン		0.1 mg/L
	セレン		0.1 mg/L
	ほう素		10 mg/L
	ふっ素	石津処理区	15 mg/L
		他の処理区	8 mg/L
	ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素		380 mg/L 未満
環境項目等	フェノール類	石津処理区	2 mg/L
		今池処理区	1 mg/L
		他の処理区	5 mg/L
	銅		3 mg/L
	亜鉛		2 mg/L
	鉄（溶解性）		10 mg/L
	マンガン（溶解性）		10 mg/L
	全クロム		2 mg/L
	水素イオン濃度（pH）		5を超え9未満（5.7を超え8.7未満）
	生物化学的酸素要求量（BOD）		600（300）mg/L 未満
	浮遊物質（SS）		600（300）mg/L 未満
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5 mg/L
		動植物油	30 mg/L
	窒素含有量		240 mg/L 未満
	リン含有量		32 mg/L 未満
	温度		45(40) °C
	よう素消費量		220 mg/L 未満
	色又は臭気		放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びてはならないこと

注）（ ）内の数値は、製造業又はガス供給業に適用される。

(3) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき表 4-1-29 に示すとおり定められており、地域の類型、区分及び時間の区分毎に設定されている。また、騒音に係る環境基準の類型ごとにあてはめる地域の指定（平成 11 年大阪府公告第 29 号）については、表 4-1-30 のとおり大阪府知事により指定されている。

表 4-1-29(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌 6 時）
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域		

表 4-1-29(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6 時～22 時）	夜間（22 時～翌 6 時）
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住戸等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道にあって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 4-1-30 騒音に係る環境基準の類型ごとにあてはめる地域の指定

地域の類型	該 当 地 域
AA	富田林市大字甘南備 大阪府金剛コロニーの敷地 貝塚市橋本 大阪市立貝塚養護学校の敷地
A	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港の敷地及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域(関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。)及び工業地域(関西国際空港の敷地を除く。)

2) 排出規制

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の規制が行われている。

工場騒音の規制基準については表 4-1-31、建設作業騒音の規制基準については表 4-1-32 のとおり定められている。

自動車騒音については、騒音規制法により表 4-1-33 のとおり要請限度が定められている。

表 4-1-31 工場・事業場騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		朝 (6時～8時) 単位：dB	昼間 (8時～18時) 単位：dB	夕 (18時～21時) 単位：dB	夜間 (21時～翌6時) 単位：dB
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60
備考					
1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。					
第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域					
第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域					
第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域					
第四種区域：工業地域及び府条例施行規則第53条第2号に掲げる地域（堺市の区域：ア．堺区のうち松屋大和川通3丁、4丁、緑町3丁、4丁、三宝町8丁、9丁、海山町6丁、7丁、山本町6丁及び神南辺町4丁から6丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町及び出島西町の工業専用地域の一部、イ．西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部、ウ．美原区のうち木材通1丁目から4丁目までの工業専用地域）					
2 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺50メートルの区域内に昭和45年4月1日において既に設置されているものをいう。					

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）
騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準（平成8年堺市告示16号）より作成

表 4-1-32 特定建設作業に伴う騒音規制基準

区分	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85dB 以下	
作業時間	7 時～19 時 1 日当たり 10 時間を超えないこと	6 時～22 時 1 日当たり 14 時間を超えないこと
同一場所での作業時間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
法・府条例	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る)を使用する作業(削岩機の動力として使用するものを除く) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw以上のものに限る)を使用する作業	
府条例	9. 6, 7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20kw を超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
〈区分〉 第 1 号区域：イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 ロ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域 ハ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ニ 工業地域のうち、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周辺 80m の区域内の地域 第 2 号区域：第 1 号区域以外の工業地域及び府条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域（堺市の区域：ア. 堺区のうち松屋大和川通 3 丁、4 丁、緑町 3 丁、4 丁、三宝町 8 丁、9 丁、海山町 6 丁、7 丁、山本町 6 丁及び神南辺町 4 丁から 6 丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町及び出島西町の工業専用地域の一部、イ. 西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部、ウ. 美原区のうち木材通 1 丁目から 4 丁目までの工業専用地域）		

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）
特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域
（平成8年堺市告示17号）より作成

表 4-1-33 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB
注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域とする。 (1)a区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2)b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、用途地域の指定のない地域 (3)c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 注2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。				

出典：騒音規制法第17条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）

騒音規制法に基づく特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（平成8年堺市告示第15号）

自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域（平成12年堺市告示第34号）より作成

(4) 振動

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制が行われている。

工場振動の規制基準については表 4-1-34、建設作業騒音の規制基準については表 4-1-35 のとおり定められている。

道路交通振動については、振動規制法により表 4-1-36 のとおり要請限度が定められている。

表 4-1-34 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間 (6 時～21 時) 単位：dB	夜間 (21 時～翌 6 時) 単位：dB
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
(Ⅱ) 第二種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50m の区域及び第一種区域の境界線から 15m 以内の区域	65	60
	その他の区域	70	65
備考			
1 第一種区域、第二種区域（Ⅰ）及び第二種区域（Ⅱ）とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。			
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域			
第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域			
第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び府条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域（堺市の区域：ア. 堺区のうち松屋大和川通 3 丁、4 丁、緑町 3 丁、4 丁、三宝町 8 丁、9 丁、海山町 6 丁、7 丁、山本町 6 丁及び神南辺町 4 丁から 6 丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町、出島西町の工業専用地域の一部、イ. 西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部、ウ. 美原区のうち木材通 1 丁目から 4 丁目までの工業専用地域）			
2 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているものをいう。			

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）
振動規制法に基づく規制基準の設定（平成 8 年堺市告示 20 号）より作成

表 4-1-35 特定建設作業に伴う振動規制基準

区分	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75dB 以下	
作業時間	7 時～19 時 1 日当たり 10 時間を超えないこと	6 時～22 時 1 日当たり 14 時間を超えないこと
同一場所での作業時間	連続 6 日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
法・府条例	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業にかかる 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る) 4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る)	
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20kw を超えるものに限る)を使用する作業	
〈区分〉		
第 1 号区域：イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 ロ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域 ハ 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ニ 工業地域のうち、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周辺 80m の区域内の地域		
第 2 号区域：第 1 号区域以外の工業地域及び第 53 条第 2 号に掲げる地域（堺市の区域：ア. 堺区のうち松屋大和川通 3 丁、4 丁、緑町 3 丁、4 丁、三宝町 8 丁、9 丁、海山町 6 丁、7 丁、山本町 6 丁及び神南辺町 4 丁から 6 丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町及び出島西町の工業専用地域の一部、イ. 西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部、ウ. 美原区のうち木材通 1 丁目から 4 丁目までの工業専用地域）		

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）
 振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分
 （平成 8 年堺市告示 21 号）より作成

表 4-1-36 道路交通振動の要請限度

区域区分 \ 時間区分	昼間 (6 時～21 時)	夜間 (21 時～翌 6 時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB
〈区域区分〉 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）
 振動規制法に基づく地域の指定（平成8年堺市告示第19号）
 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分
 （平成8年堺市告示第22号）より作成

(5) 悪臭

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等 22 物質及び多種多様な悪臭物質に対応可能な人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数を規制している。規制地域及び規制基準は、都道府県知事（指定都市にあっては指定市の長）が指定することとなっている。

堺市は、従来の畜産農業や製造工場だけでなく、飲食店やサービス業などから発生する複合臭にも対応可能とするため、臭気指数規制を平成 20 年 1 月 1 日から導入している。規制基準は、表 4-1-37 に示すとおりである。

表 4-1-37 悪臭防止法に基づく臭気指数規制基準

規制項目	臭気指数規制基準値
敷地境界線上の規制基準（1号基準）	10
気体排出口の規制基準（2号基準）	排出口から出た臭気が着地地点において敷地境界線上の規制基準（1号基準）以下になるために、排出口において満たさなければならない値（大気拡散式を用いて算出※）
排出水の規制基準（3号基準）	26

※気体排出口の規制基準の概要

(7) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

排出口における臭気排出強度の量は、次式のとおりである。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L / 10) - 0.2255$$

ここで、

q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (m^3_N /分)

F_{max} : 排出口からの風下距離 x (m) における地上での臭気濃度の最大値 (m^3_N /秒)。

$$F(x) = (1/3.14 \sigma_y \sigma_z) \exp(-(\text{He}(x))^2 / 2 \sigma_z^2)$$

x : 排出口からの風下距離(m)

σ_y : 環境大臣が定める方法による水平方向拡散幅(m)

σ_z : 環境大臣が定める方法による鉛直方向拡散幅(m)

$\text{He}(x)$: 排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(m)。

L : 敷地境界線上の規制基準として定められた値

(4) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

排出ガスの臭気指数は次式のとおりである。

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^{-2} \times 10^B$$

$$B = L / 10$$

ここで、

I : 排出ガスの臭気指数。

K : 排出口の口径の区分ごとに設定された値。

H_b : 周辺最大建物の高さ (m)。

L : 敷地境界線上の規制基準として定められた値。

(参考) 平成 19 年 12 月 31 日に廃止された特定悪臭物質 (22 物質) の規制基準

特定悪臭物質 (22 物質) の規制基準については、臭気指数規制の導入に伴い、平成 19 年 12 月 31 日に廃止されている。なお、本事業においては、方法書において、これらの項目を評価することとしているため、以下に規制基準を参考として示す。

敷地境界における規制基準(22 物質)については表 4-1-38 に、排出口における規制基準(13 物質)は次式のとおり設定されている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準(4 物質)がある。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 q : 流量 ($m^3_N/時$)
 He : 補正された排出口の高さ (m)
 Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

表 4-1-38 臭気指数規制導入前の特定悪臭物質の敷地境界線規制基準

物質名	規制基準 (単位 ppm 以下)	物質名	規制基準 (単位 ppm 以下)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

(平成 8 年堺市告示第 27 号、平成 19 年 11 月 20 日廃止)

(6) 土壌汚染

1) 環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき、表 4-1-39 に示すとおり定められている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法により、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 4-1-39 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
2. 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びUPNをいう。	

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示46号）

2) 規制基準等

土壤汚染対策法（平成 14 年法律 53 号）においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。法の対象となる物質（特定有害物質）は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の 25 物質が指定されている。土壤汚染状況調査については、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこととしており、①使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、②土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地が調査対象とされている。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においては、土地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は土地の形質変更（3,000m² 以上の土地の区域内における土地の形質変更）をしようとする場合、当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。さらに汚染のおそれがあると知事が認めた場合においては、土地の所有者等は土壤の汚染状況について、知事が指定する調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。なお、当該土地が工場又は事業場（当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用される場合はこの限りでない。

事業計画地は一般の人が自由に出入りすることができない土地であり、土壤汚染対策法及び府条例に基づく調査が義務付けられていない。

(7) 環境基本計画等

1) 大阪 21 世紀の環境総合計画

環境総合計画は、大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）第 9 条に基づき、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画として位置づけられている。

大阪府では、大阪府環境審議会の答申を踏まえ、循環型社会の構築に向けて、府民、事業者、民間団体、行政といった各主体が協働・連携して取り組むことにより、「豊かな環境都市・大阪」の実現をめざした「大阪 21 世紀の環境総合計画」（平成 14 年）を策定している。

この計画は、表 4-1-40 に示すとおり、概ね 2025 年における大阪の望ましい 3 つの環境像及びその実現のための 4 つの基本方向などを掲げた長期ビジョンの部分と 2010（平成 22 年）年度までの短・中期の具体的な目標や取組を掲げた基本計画の部分で構成されている。

表 4-1-40 大阪 21 世紀の環境総合計画の概要

3 つの環境像	「豊かな環境都市・大阪」の構築 ↑ ○環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 ○ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 ○環境を大切にする文化が誇れる大阪
4 つの基本方向	①持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現→「循環」 〈基本計画(2010 年までの施策展開の基本方向)における施策の区分〉 ・廃棄物の減量化・リサイクルの推進 ・水循環の再生 ・環境に配慮したエネルギー利用の促進 ・地球環境保全に資する取組 ・ヒートアイランド対策
	②環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保→「健康」 〈基本計画(2010 年度までの施策展開の基本方向)における施策の区分〉 ・自動車公害の防止 ・廃棄物の適正処理 ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・地盤環境の保全 ・騒音・振動の防止 ・有害化学物質による環境リスクの低減・管理 ・環境保健対策及び公害紛争処理
	③豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現→「共生・魅力」 〈基本計画(2010 年度までの施策展開の基本方向)における施策の区分〉 ・生物多様性の確保 ・自然環境の保全・回復・創出 ・自然とのふれあいの場の活用 ・潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用 ・美しい景観の形成 ・歴史的文化的環境の形成
	④全ての主体が積極的に参加し行動する社会の実現→「参加」 〈基本計画(2010 年度までの施策展開の基本方向)における施策の区分〉 ・パートナーシップによる環境保全活動の促進 ・環境教育・環境学習の推進 ・総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供 ・環境監視及び調査研究 ・事業活動における環境への配慮 ・経済的手法等による環境負荷の低減 ・国際協力の推進

2) 堺市環境基本計画

堺市では、堺市環境基本条例（平成9年堺市条例第13号）第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成11年3月、「人と自然が共生し、環境にやさしい循環型都市・堺」をテーマに「堺市環境基本計画」を策定している。

本計画の概要は、表4-1-41に示すとおりである。

表 4-1-41 堺市環境基本計画の概要

章	内 容
第1章 計画の基本的事項	次の6点を計画の視点とした。 ①「健康都市・堺」を目指した良好な環境の確保と将来世代への継承 ②環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型の都市の構築 ③地域から取り組む地球環境保全 ④人と自然が共生するアメニティ豊かな都市の創造 ⑤環境を基調とした総合調整による良好な都市環境の確保 ⑥市民・事業者・市の参加と協働による循環保全活動の推進
第2章 環境の現状と課題	堺市の環境の現状の課題について、①生活環境、②自然環境、③都市環境、④地球環境の4つの分野に分け概説するとともに、平成9年8月に実施した市民・事業者の環境意識調査結果をまとめた。
第3章 望ましい環境像と環境目標	計画のテーマに基づき、「生活環境」、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境」、「参加と協働」の5つの分野について、次のとおりそれぞれの望ましい環境像を設定した。 ①健康で安心して暮らせるまち ②自然とのふれあいを大切にするまち ③うるおいとやすらぎのある快適なまち ④循環を基調とした地球環境にやさしいまち ⑤環境づくりに参加・協働するまち
第4章 目標達成のための施策	施策展開の視点として、堺らしさの発揮、施策間の有機的な連携、将来動向の把握、広域的な取組、多様な手法の採用の5点を示し、環境要素ごとに施策を体系化し、それぞれについて施策の方針や基本施策を定めた。
第5章 環境配慮指針	市民・事業者・市の各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動を実践するための配慮事項、並びに交通系事業や河川・水路等の各事業における、事業実施に際する環境保全上の配慮事項を掲げた。
第6章 地域別の環境づくりの方向	6支所別の環境の現況と課題を概説し、環境の特徴や抱える課題、市民の環境に対する満足度等から、市域を北西部、中央部、南部の3地域に区分し、環境づくりの方向を示した。
第7章 計画の推進	「堺市環境行政推進庁内会議」を活用して、計画の進行管理を行い、また、市民や事業者が環境保全活動に参加・協働できるネットワークづくりに努めることとしている。このほか、主要分野の実施計画・指針の策定、環境教育・学習の推進、環境情報の整備・提供、環境影響評価の実施、財政上の措置などについて記述した。

出典：「堺の環境（平成20年版）」（平成20年、堺市）

3) その他の環境保全計画等

① 大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和 47 年の第 1 次大阪地域公害防止計画策定以降、第 6 次計画までを策定し、平成 13 年度末をもって、第 6 次計画の計画期間が終了した。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果をあげてきたが、大気汚染などの自動車交通公害、河川や大阪湾における水質汚濁、地下水汚染など改善を要する課題が依然として存続していることから、平成 14 年 6 月 28 日に環境大臣から第 7 次計画の策定が指示された。

「第 7 次大阪地域公害防止計画」（平成 14 年）は、旧計画の成果、問題点等について評価分析を行った上で、国の施策と有機的な連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的かつ計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることで、地域住民の健康の保護と生活環境を保全することを目的としている。

② 大阪府地球温暖化対策地域推進計画

大阪府では、国の「地球温暖化防止行動計画」に基づき、府域における二酸化炭素排出量を 1990 年レベルで安定化させるための対策の概要を示した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を平成 7 年に策定した。その後、京都議定書の採択により国の削減目標が数値的に示されたことや、地球温暖化対策推進法の制定を踏まえ、平成 12 年に本計画を改定し、温室効果ガス全体についての削減目標を定め、温室効果ガスの排出削減に向けた施策を推進してきた。

しかしながら、現状では民生・運輸部門を中心に二酸化炭素排出量が増加しており、将来的にも温室効果ガス排出量が増加すると推測されている。このような状況のもと、今後確実に温室効果ガスの排出削減を図るためには、京都議定書目標達成計画に示された諸対策を勘案の上、これまでに進めてきた施策を見直し、削減につながる施策を着実に進めていく必要があることから、平成 17 年 9 月に再び改訂され、必要な施策の重点化も含め再構築された。

なお、本計画の計画目標は以下のとおり定められている。

- ・ 目標年度（2010 年度）における温室効果ガス総排出量を基準年度（1990 年度）※から 9%削減する。

※代替フロン等は 1995 年度

③ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

大阪府では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減することにより、平成 22 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を平成 15 年 7 月に策定している。

本計画における削減目標量※は、表 4-1-42 に示すとおりである。

※自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 7 条第 2 項第 4 号及び第 9 条第 2 項第 4 号に規定する削減目標量で、目標年度までに達成すべき自動車排出窒素酸化物等の総量

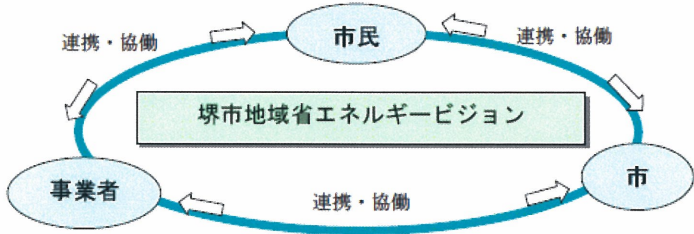
表 4-1-42 削減目標量

窒素酸化物	平成9年度の対策地域※における自動車排出窒素酸化物の総量 27,260トン/年	
	〈中間目標〉 平成17年度までに達成すべき削減目標量 20,950トン/年	〈最終目標〉 削減目標量 16,450トン/年
粒子状物質	平成9年度の対策地域※における自動車排出粒子状物質の総量 3,170トン/年	
	〈中間目標〉 平成17年度までに達成すべき削減目標量 1,200トン/年	〈最終目標〉 削減目標量 740トン/年
※大阪府の区域のうち、法第6条第1項及び第8条第1項の規定により政令（平成4年政令第365号）で定められた38市町の区域（平成13年11月1日現在の区域）		

④ 堺市地域省エネルギービジョン（さかい省エネアクションプラン）

地球温暖化を防止するためには、市民・事業者・市が一体となって取組みを進めることが重要であることから、省エネルギーをはじめとした温暖化防止に役立つ行動を推進する計画である「さかい省エネアクションプラン」（堺市地域省エネルギービジョン）を平成 15 年 2 月に策定した。また、本ビジョンは、平成 17 年 2 月の旧美原町との合併並びに「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、より実効性の高い地球温暖化対策を推進するために平成 19 年 3 月に改定を行った。基本的事項は表 4-1-43 に示すとおりである。

表 4-1-43 堺市地域省エネルギービジョンの基本的事項

項目	内容
期間	基準年度：1990(平成 2)年度 目標年度：2010(平成 22)年度 現況把握年度：2000(平成 12)年度
対象項目	・エネルギー消費量 ・6 温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）
対象部門	民生部門、産業部門、廃棄物部門、エネルギー転換部門
取組主体	市民、事業者、市の 3 者が、それぞれ連携、役割分担して取組。 
目標	エネルギー消費量：5%削減 二酸化炭素排出量：8%削減

⑤ 堺市ヒートアイランド対策指針

ヒートアイランド（大量の人工熱や大気汚染物質が放出される都市では、平均気温が周辺より高くなり、等温線で表すと島の形になるところからこう呼ばれている。）現象を緩和するため、平成 20 年 3 月に「堺市ヒートアイランド対策指針」を策定し(図 4-1-6 参照)、「人工廃熱の低減」、「建物・地表面の高温化抑制」、「樹木・水面等の冷却作用の活用」「オフィス・ライフスタイルの改善」の 4 つの視点から、屋上緑化、公園・緑地や街路樹の整備などの緑化や透水性舗装、省エネルギー等を推進している。

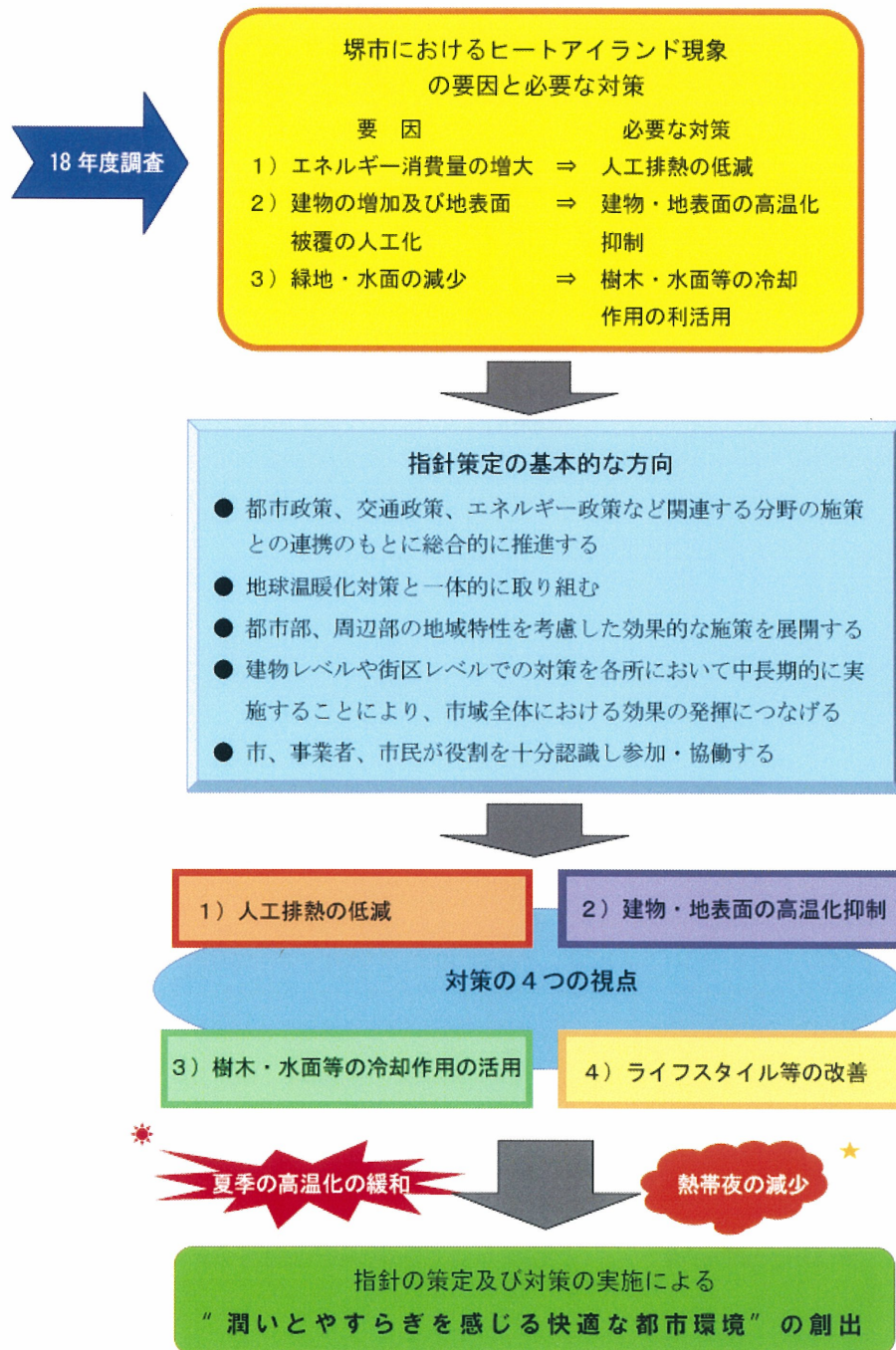


図 4-1-6 ヒートアイランド対策指針のフロー

4) 自然環境保全上の規制地域等

堺市及び事業計画地周辺における自然環境保全上の規制対象の状況は、表 4-1-44 に示すとおりである。

表 4-1-44 自然関係法令による地域指定等の状況

対象		指定等の有無 (有：○、無：×)		関係法令
		堺市	対象事業 計画地周辺	
自然公園・緑地	国立公園	×	×	自然公園法
	国定公園	×	×	
	府立自然公園	×	×	大阪府立自然公園条例
	緑地保全地区	×	×	都市緑地保全法
動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)
	保護水面	×	×	水産資源保護法

5) その他の関係法令

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）

廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

廃棄物処理法において「廃棄物」とは、占有者の意志、排出の実態等から総合的に判断して排出者が不要としたものと観念できるものであって、気体状のものを除く固形状から液状に至る全てのもの（ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の全ての廃棄物をいい、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。また、平成 3 年の法改正により、爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物について、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として、特別の規制を行うこととなっている。

② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又は

その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけている。

なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、①建築物の解体工事では床面積 80 ㎡以上、②建築物の新築又は増築の工事では床面積 500 ㎡以上、③建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が 1 億円以上、④建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が 500 万円以上と定められている。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが建設リサイクル法に規定されており、基本方針では、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成 22 年度の再資源化等率を 95%とするなどの目標が掲げられている。

③ 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）

大阪府では、大阪府環境基本条例の理念にのっとり、景観形成に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に、大阪府景観条例を制定している。

④ 堺市景観条例（平成 5 年堺市条例第 7 号）

堺市では、より美しく個性的魅力にあふれるまちとして、まもり、そだて、つくることに関し、必要な事項を定めることにより、調和と風格ある堺らしい景観の実現に資することを目的として、堺市景観条例を制定している。

また、本条例に基づき、大規模建築物等の新築等をする場合には、景観形成に配慮した大規模建築物等の新築等についての届出制度が設けられている。

⑤ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）

大阪府では、大阪府環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的として、大阪府温暖化の防止等に関する条例を制定している。その中で、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定並びに建築物の環境配慮に関する規定が表 4-1-45～46 に示すとおり定められている。

表 4-1-45 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定

項目	内容
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務	全ての事業者は、知事の定める温暖化対策指針（事業者がその事業活動におけるその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を行うために必要な事項についての指針）に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱抑制のための適切な措置を講ずるように努める。
対策計画書の作成	特定事業者※は、事業の概要、事業活動に係わる温室効果ガスの排出抑制のための対策及び目標、人工排熱の抑制のための対策等を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出る。
実績報告書の作成	特定事業者は、対策計画書に基づき実施した対策の状況を記載した実績報告書を作成し、知事に届ける。

※特定事業者とは以下の3つの事業者を対象としている

- ①府域において年間の燃料と電力を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の事業所を持つ事業者
- ②府域に使用の本拠を有する自動車（*軽自動車を除外する予定）を100台以上使用する事業者（*製造業や卸売・小売業などの一般事業者、自動車運送事業者）
- ③24時間営業を常態とし、府域の事業所の合計エネルギー使用量が原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の事業者

表 4-1-46 建築物の環境配慮に関する規定

項目	内容
建築主の環境配慮義務	全ての建築主は、知事の定める建築物環境配慮指針（建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針）に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるように努める。
建築物環境計画書の作成	特定建築主※は、特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じようとする措置及びその評価結果等を記載した建築物環境計画書を作成し、知事に届け出る。
工事完了の届出	特定建築主は、工事完了を知事に届ける。

※特定建築主とは一定規模（延床面積5,000㎡）を超える建築物を新增改築する建築主

⑥ 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年堺市条例第40号）

堺市では工場立地法による届出が必要な工場において堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例に基づき緑地面積率（工場敷地面積に対する緑地面積・環境施設面積の割合）を表4-1-47に示すとおり緩和している。この緩和と同時に、「緑の工場ガイドライン」※も併せて導入し、質の高い緑地の創出に取り組んでいる。

表 4-1-47 堺市の緑地面積・環境施設面積の規制

区域	工場敷地面積に対する 緑地面積の割合	工場敷地面積に対する 環境施設面積の割合
準工業地域	15%以上	20%以上
工業地域及び工業専用地域	10%以上	15%以上

※「緑の工場ガイドライン」による特定工場緑地等の質的充実（緑視率・緑積の向上、地域社会への貢献）への協力の要請内容

- ・緑視率：緑地を外周部に集中させることで、景観面での工場のうるおいを向上させる。
- ・緑積：密植や屋上・壁面緑化促進によるCO₂削減など地域環境への貢献の増大を図る。
- ・環境貢献策：計画や管理・運営時の地域社会との融合を評価する。
- ・“質の高い緑地”による都市環境や企業イメージの向上を図る。

⑦ 堺市宅地開発等に関する指導基準（平成15年10月1日制定）

堺市は、堺市都市開発などの手続きに関する条例（平成15年堺市条例第22号）第7条の施行及び都市計画法の開発許可に際しての公共公益施設及びその他の施設などの整備について、堺市宅地開発等に関する指導基準を定めている。本指導基準で、緩衝帯等の設置基準が定められており、ごみ焼却場の設置を目的とする開発行為を行う場合は、開発区域全周（出入口を除く）に緩衝帯を設け、植樹を行うよう定めている。